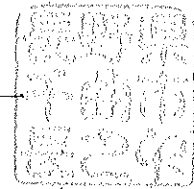


千曲市告示第69号

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修



千曲市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年千曲市告示第84号）の一部を次のように改正する。

目次中

第4款 運営に関する基準（第8条—第40条）

」を

第4款 運営に関する基準（第8条—第40条の2）

第5款 共生型介護予防訪問型サービス事業（第40条の3・第40条の4）

」に改める。

第2条中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「第2条第1項第1号ア（イ）」を「第2条第1項第1号ア（ウ）」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 共生型介護予防訪問型サービス事業 総合事業実施要綱第2条第1項第1号ア（イ）に規定する共生型介護予防訪問型サービス事業をいう。

第3条第5項を次のように改める。

5 指定事業者は、法人でなければならない。

第3条中第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とし、第10項を第7項とする。

第5条第2項中「又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービス事業及び指定訪

問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は介護予防訪問型サービス事業及び指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービス事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業と」に改め、「又は介護予防訪問型サービス事業及び指定介護予防訪問介護の事業の利用者」を削り、同条第6項中「又は指定介護予防訪問介護事業者」、「又は介護予防訪問型サービス事業と指定介護予防訪問介護の事業」及び「又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項まで」を削る。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「又は指定介護予防訪問介護事業者」、「又は指定介護予防訪問介護の事業」及び「又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項」を削る。

第8条第1項中「重要事項に関する」を「運営」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第71条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中「規程」の次に「（以下「運営規程」という。）」を加える。

第30条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第2項第1号中「第40条第1項第2号」を「第40条第2号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第40条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第39条の次に次の1条を加える。

(介護予防訪問型サービス事業の基本取扱方針)

第39条の2 介護予防訪問型サービス事業は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問型サービス事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第40条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 介護予防訪問型サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第2章第1節第4款中第40条の次に次の1条及び1款を加える。

(介護予防訪問型サービス事業の提供に当たっての留意点)

第40条の2 介護予防訪問型サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限

高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問型サービス事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

#### 第5款 共生型介護予防訪問型サービス事業

##### (基準)

第40条の3 共生型介護予防訪問型サービス事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号、次条及び第42条第5項において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型介護予防訪問型サービス事業の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる

数以上であること。

- (2) 共生型介護予防訪問型サービス事業の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防訪問型サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第40条の4 第4条、第5条(第1項を除く)、第6条から第40条の2までの規定は、共生型介護予防訪問型サービス事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者( )とあるのは「利用者(共生型介護予防訪問型サービス事業の利用者及び指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「介護予防訪問型サービス事業及び」とあるのは「共生型介護予防訪問型サービス事業及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。

第42条第2項中「又は指定介護予防訪問介護事業者」、「又は介護予防生活支援サービス事業と指定介護予防訪問介護の事業」及び「又は介護予防生活支援サービス事業と指定介護予防訪問介護の事業の利用者」を削り、同条第5項中「又は指定介護予防訪問介護事業者」、「又は介護予防生活支援サービス事業と指定介護予防訪問介護の事業」及び「又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項まで」を削り、同条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防生活支援サービス事業者が、訪問介護に係る共生型居宅サービス(指定居宅サービス等基準第2条第7号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下この項において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者で、かつ、介護予防生活支援サービス事業と共生型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第39条の2及び第39条の3に規定する人員に関する基準をもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第43条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第46条第2項第1号中「次条第1項第2号」を「次条第2号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を

同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 次条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 介護予防生活支援サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第48条中「第39条」の次に「、第39条の2及び第40条の2」を加える。

第50条第1項第3号中「又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「又は介護予防通所型サービス事業及び指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「と」に改め、「又は介護予防通所型サービス及び指定介護予防通所介護の利用者」を削り、同条第8項中「又は指定介護予防通所介護事業者」、「又は介護予防通所型サービス事業及び指定介護予防通所介護の事業」及び「又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項まで」を削る。

第51条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第52条第4項中「又は指定介護予防通所介護事業者」、「又は介護予防通所型サービス事業及び指定介護予防通所介護の事業」及び「又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで」を削る。

第54条中「についての重要事項に関する」を削る。

第55条第3項中「法第8条第2項に規定する政令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条」に改める。

第59条第1項を次のように改める。

指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員

者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

第59条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第60条第2項第1号中「次条第1項第2号」を「第61条第1項第2号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第61条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の次に次の1条を加える。

(介護予防通所型サービス事業の基本取扱方針)

第60条の2 介護予防通所型サービス事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所型サービス事業の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。



第61条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 介護予防通所型サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の次に次の1条を加える。

(介護予防通所型サービス事業の提供に当たっての留意点)

第61条の2 介護予防通所型サービス事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所型サービス事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供を行わないとともに、第59条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

第65条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第1項中「設備（）」の次に「消火設備その他の」を加える。

第68条第2項第1号中「次条第1項第2号」を「次条第2号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第69条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) ミニデイサービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第70条第2項中「第59条」の次に「、第60条の2及び第61条の2」を加える。

第71条第1項中「この省令」を「この要綱」に、「、第70条において準用する場合を含む。」並びに」を「及び前条において準用する場合を含む。」及び」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の千曲市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業及び指定第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(以下「新基準要綱」という。)第30条第3項(新基準要綱第48条、第62条及び第70条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。